

ランズバンク銀行  
グリトニール銀行 及び  
カウプシング銀行（「アイスランド3行」）  
に対する社債を保有される機関投資家 各位

既に報道されておりますとおり、標記のアイスランド3行は、アイスランド政府の管理下に入り、本年10月、新銀行と旧銀行に分離されました。

当事務所では、現在、アイスランド3行の発行した社債を保有する機関投資家を代理し、本年10月半ばより、アイスランド政府関係者及びアイスランド3行のアドバイザーである **Deloitte & Touche LLP** との協議・交渉を行っております。

アイスランド3行のいずれかの発行する社債を保有する社債権者において、当事務所の代理する社債権者団へのご参加を検討されたい場合には、当事務所 **HP** に設置致しました以下のリンクより、保有債権に関する情報をご入力いただき、以下の担当者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。電子メールによりお問い合わせをいただけますと幸甚です。

社債情報のご入力：<http://www.bingham.com/icelandbanks/>

日本における当事務所連絡先：

ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所  
坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス4階  
EMAIL: [iceland\\_tokyo@bingham.com](mailto:iceland_tokyo@bingham.com)

担当：弁護士 土屋智恵子、弁護士 岡 香里

**Bingham McCutchen (London) LLP**

担当：弁護士 井出ゆり

なお、社債権者団の活動の概要及び方針は以下のとおりです。

ー 10月の半ば、主要な銀行債権者とともにレイキャビクを訪問し、アイスランド政府関係者との協議・交渉を行い、アイスランド3行のリストラクチャリングについては、債権者の実質的な関与が不可欠であることを強く要請した。

ー アイスランド3行は、それぞれ、**Deloitte & Touche LLP** をアドバイザーとして選任し、現在、リストラクチャリングの実効的協議のための債権者委員会を組成する段階にある。

ー 当事務所は、上記リストラクチャリングに積極的に関与しており、今後組成される、アイスランド3行各行の債権者委員会の活動においても、アイスランド3行の社債権者代理人として、継続的に関与することを予定している。

－ 債権者に重大な影響を与える事項（残余資産の処理、情報開示、新銀行に移転された資産の評価、新銀行から旧銀行に発行される Bond の条件、新銀行におけるエクイティ・アップサイドの分配等）の決定については、債権者の関与が不可欠である。

－ 現在、当社債権者団はアイスランド政府との協議をもち続けているが、今後の交渉における債権者の関与を確保し、回収を最大化するためには、社債権者の組織化が必要であり、一社でも多くの機関投資家に、社債権者団への参加をご検討いただきたいと考えている。

以上